

# 消防体制

## 1. 消防組織

### (1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。平成27年4月1日現在では、全国に750消防本部、1,709消防署が設置されている（第2-1-1表）。

消防職員は16万2,124人であり、うち女性職員は4,425人である（第2-1-1表、第2-1-1図）。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村と、〔2〕消防団のみが存する町村がある。

平成27年4月1日現在、常備化市町村は1,688市町村、常備化されていない町村は31町村で、常備化されている市町村の割合（常備化率）は98.2%（市は100%、町村は96.7%）である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化されており、人口の99.9%が常備消防によってカバーされている。

このうち一部事務組合又は広域連合により設置している消防本部は295本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,100市町村（360市、600町、140村）は常備化市町村全体の65.1%に相

当する。また、事務委託をしている市町村数は133市町村（32市、83町、18村）であり、常備化市町村全体の7.8%に相当する（第2-1-2図）。

### (2) 消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている。

平成27年4月1日現在、全国の消防団数は2,208団、消防団員数は85万9,995人であり、消防団はすべての市町村に設置されている（第2-1-1表、第2-1-1図）。

消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約5.3倍）
- ・即時対応力（日ごろからの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防御等を、国民保護の場合には避難住民の誘導等を行

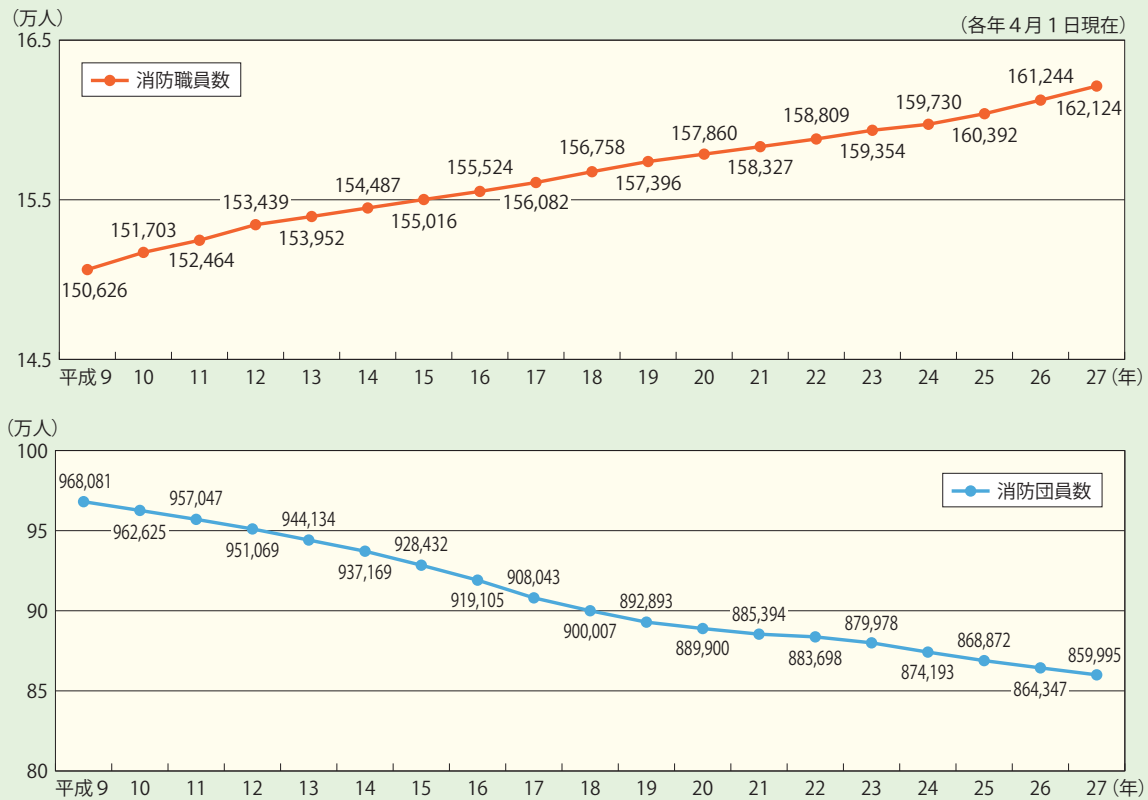
第2-1-1表 市町村の消防組織の現況

（各年4月1日現在）

区 分		平成26年	平成27年	比較		
				増減数	増減率 (%)	
消 防 本 部	消 防 本 部	752	750	△ 2	△ 0.3	
	内 訳 { 単 独 { 市	398	399	1	0.3	
		町・村	58	56	△ 2	△ 3.4
		一部事務組合等	296	295	△ 1	△ 0.3
	消 防 署	1,703	1,709	6	0.4	
	出 張 所	3,153	3,145	△ 8	△ 0.3	
消 防 職 員 数	消 防 職 員 数	161,244	162,124	880	0.5	
	うち女性消防職員数	4,290	4,425	135	3.1	
消 防 団	消 防 団	2,221	2,208	△ 13	△ 0.6	
	分 団	22,560	22,549	△ 11	△ 0.0	
	消 防 団 員 数	864,347	859,995	△ 4,352	△ 0.5	
	うち女性消防団員数	21,684	22,747	1,063	4.9	

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

第2-1-1図 消防職団員数の推移



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成  
 2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。  
 3 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

うこととなり、特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあっては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安心・安全確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等地域に密着した活動を展開しており、消防防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。



平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での広島市消防団の活動

第2-1-2図 消防本部の設置方式の内訳

消防本部数		市町村				常備/非常備	
		市	町	村	設置方式		
750		1,688市町村				常備市町村	
単独	455	455市町村				1	単独
		133市町村					
一部事務組合等	295	1,100市町村				140	一部事務組合等構成
		133市町村					
		31				非常備町村	
		7					
		18					
		24					
		1,719				合計	

(備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成  
 2 23区は1市として単独消防本部に計上。  
 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

## 2. 消防防災施設等

### (1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要な消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車、消防防災ヘリコプター等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（第2-1-2表）。

第2-1-2表 消防車両等の保有数

（平成27年4月1日現在）（単位：台、艇、機）

区分	消防本部	消防団	計	
消防ポンプ自動車	7,687	14,230	21,917	
はしご自動車	1,201	0	1,201	
化学消防車	990	6	996	
救急自動車	6,184	0	6,184	
指揮車	1,764	858	2,622	
救助工作車	1,244	0	1,244	
その他の消防自動車	8,674	1,785	10,459	
小型動力ポンプ	3,605	51,308	54,913	
内訳	自動車に積載	431	35,688	36,119
	台車に積載	1,291	2,745	4,036
	上記以外	1,883	12,875	14,758
消防艇	40	13	53	
消防防災ヘリコプター	33	0	33	

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」、「救急業務実施状況調」、「救助業務実施状況調」により作成

### (2) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

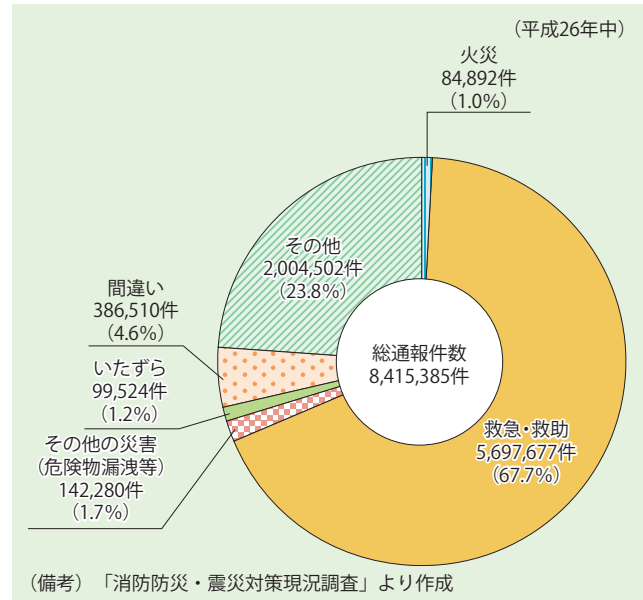
#### ア 119番通報

火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている（P.236「第2-10-2図 消防防災通信ネットワークの概要」参照）。

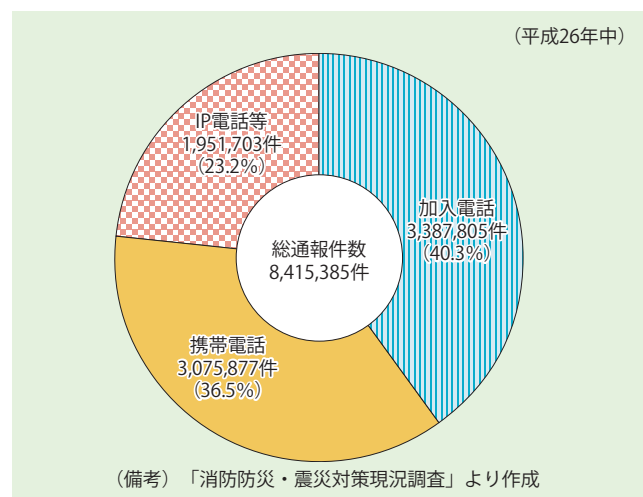
平成26年中の119番通報件数は、841万5,385件となっており、その通報内容別の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の67.7%を占めている（第2-1-3図）。

第2-1-3図 119番通報件数（通報内容別）



近年の携帯電話・IP電話\*1等（以下「携帯電話等」という。）の普及に伴い、携帯電話等による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、それぞれ36.5%、23.2%となっている（第2-1-4図）。

第2-1-4図 119番通報件数（回線区分別）



119番通報を受信する消防機関では、通報者とのやり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを行っているが、高機能消防指令センターを導入する消防機関では119番通報によってモニター上の地図

\* 1 IP (Internet Protocol) 電話：電話通信ネットワークと電話端末との接続点においてIP技術を利用して提供する音声電話サービス

に通報場所などの位置情報を表示することが可能となっている。特に、携帯電話からの119番通報については、発信者が周辺の地理に不案内な場合も多い等の課題があったが、平成19年4月から、携帯電話等からの119番通報時に発信場所の位置情報が各消防機関に通知されるシステム（以下「位置情報通知システム」という。）の運用が始まった。

さらに、全国の消防機関の財政負担の軽減を図るため、消防庁では、この位置情報通知システムと従来の固定電話からの新発信地表示システム<sup>\*2</sup>との統合について検討を進めてきたが、平成21年3月に取りまとめた「新発信地表示システムと位置情報通知システムの統合あり方に関する検討会」の報告を受け、平成21年10月から統合型位置情報通知システムの運用を開始した。

これにより、平成27年4月1日現在、「位置情報

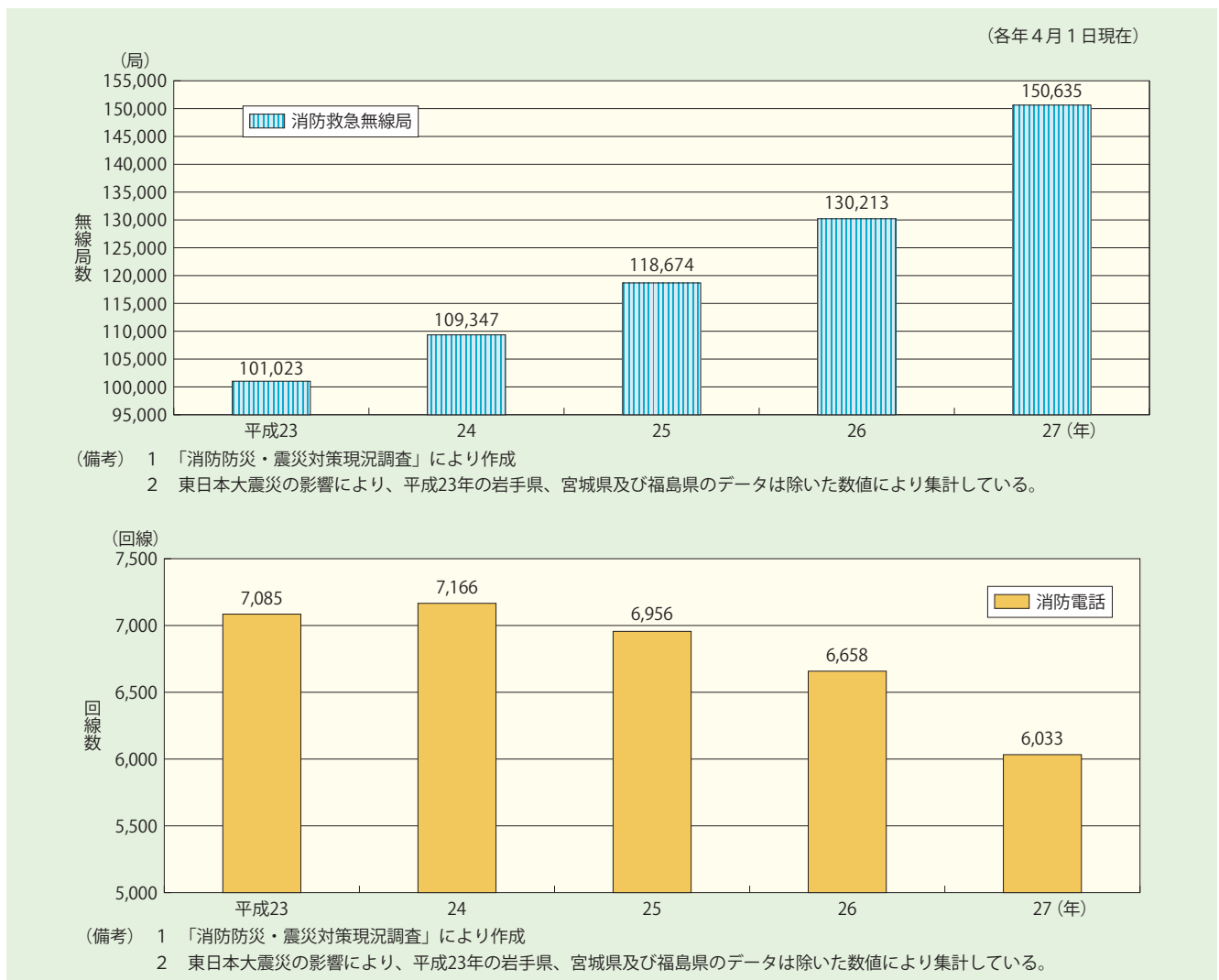
通知システム」や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電話等からの119番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、671本部（うち統合型位置情報通知システム532本部）となっている。

## イ 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である（第2-1-5図）。また、消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である（第2-1-5図）。

一方、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラ等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワークを活用して、全国や地域で利用されている。

第2-1-5図 通信施設等の状況



\* 2 新発信地表示システム：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の固定電話から119番通報に係る発信者の位置情報（住所情報）を消防本部に通知するシステム

### (3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の取水が可能であることから、消防活動時に消防水利として活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められており、「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)においても、平成26年に、計画的に配置する旨改正した(第2-1-3表)。

また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に渡る取水が可能な場合が多いため、人工水利とともに消防水利として重要な役割を担っている。その反面、季節により使用できない場合や、取水場所などに制限を受ける場合もあるため、消防水利の整備に当たっては、人工水利と自然水利を適切に組み合わせ配置することが求められる。

第2-1-3表 消防水利(主な人工水利)の整備数

(各年4月1日現在)

区分	平成26年	平成27年	比較	
			増減数	増減率(%)
全国の整備数	2,393,210 (100.0)	2,438,582 (100.0)	45,372	1.9
消火栓	1,844,586 (77.1)	1,885,707 (77.3)	41,121	2.2
防火水槽	527,766 (22.1)	532,043 (21.8)	4,277	0.8
20m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> 未満	106,717	105,878	△839	△0.8
40m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup> 未満	377,030	382,009	4,979	1.3
60m <sup>3</sup> 以上	44,019	44,156	137	0.3
井戸	20,858 (0.9)	20,832 (0.9)	△26	△0.1

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成  
2 ( ) は、構成比を示し、単位は%である。

## 3. 消防財政

### (1) 市町村の消防費

#### ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計(地方公営事業会計以外の会計をいう。)における平成25年度の消防費歳出決算額(東京消防庁を含む。以下同じ。)は1兆9,931億円で、前年度に比べ863億円(4.5%)の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額55兆352億円に占める消防費決算額の割合は3.6%となっている(第2-1-4表)。

#### イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

平成25年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は3万5,621円であり、住民1人当たりでは1万5,518円となっている(第2-1-4表)。

第2-1-4表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年度	普通会計 決算額 (百万円) (A)	消防費 決算額 (百万円) (B)	1世帯 当たり 消防費 (円)	住民1人 当たり 消防費 (円)	(B)/(A) ×100 (%)
23	53,062,922	1,838,835	33,945	14,518	3.5
24	54,348,736	1,906,771	34,308	14,853	3.5
25	55,035,168	1,993,060	35,621	15,518	3.6

(備考) 1 「地方財政の状況」(総務省)及び「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(総務省)により作成  
2 世帯数及び人口は、平成23年度及び平成24年度についてはそれぞれの年度の3月31日現在の計数であり、平成25年度については当該年度の1月1日現在の計数である。  
3 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。  
4 普通会計決算額には東京消防庁を含む。

#### ウ 経費の性質別内訳

平成25年度消防費決算額1兆9,931億円の性質別内訳は、人件費1兆2,868億円(64.6%)、物件費1,908億円(9.6%)、普通建設事業費4,295億円(21.5%)、その他860億円(4.3%)となっており、およそ3分の2を人件費が占めている。

これを前年度と比較すると、人件費が214億円(1.6%)、物件費が2億円(0.1%)減少し、普通建設事業費が1,027億円(31.4%)増加している(第2-1-5表)。

### (2) 市町村消防費の財源

#### ア 財源構成

平成25年度の市町村の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等(地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源)が1兆6,076億円(全体の80.7%)、次いで地方債2,527億円(同12.7%)、国庫支出金489億円(同2.5%)となっている(第2-1-6表)。

#### イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額につ

第2-1-5表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位：億円、%)

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	13,491	73.8	13,281	74.6	13,348	72.6	13,082	68.6	12,868	64.6
物件費	1,780	9.7	1,709	9.6	1,859	10.1	1,910	10.0	1,908	9.6
普通建設事業費	2,280	12.5	2,056	11.6	2,258	12.3	3,268	17.1	4,295	21.5
補助事業費	403	2.2	397	2.2	360	2.0	785	4.1	1,077	5.4
単独事業費	1,874	10.3	1,654	9.3	1,895	10.3	2,476	13.0	3,197	16.0
受託事業費	3	0.0	5	0.0	3	0.0	7	0.0	21	0.1
その他	728	4.0	746	4.2	923	5.0	808	4.2	860	4.3
計	18,278	100.0	17,792	100.0	18,388	100.0	19,068	100.0	19,931	100.0

(備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成  
2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

第2-1-6表 市町村消防費決算額の財源内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般財源等	16,637	91.0	16,219	91.2	16,375	89.1	15,894	83.4	16,076	80.7
特定財源	1,640	9.0	1,573	8.8	2,014	11.0	3,174	16.6	3,855	19.3
国庫支出金	186	1.0	165	0.9	170	0.9	324	1.7	489	2.5
地方債	1,069	5.8	977	5.5	1,246	6.8	2,064	10.8	2,527	12.7
使用料、手数料	32	0.2	30	0.2	31	0.2	35	0.2	35	0.2
その他	353	1.9	401	2.3	566	3.1	751	3.9	804	4.0
計	18,278	100.0	17,792	100.0	18,388	100.0	19,068	100.0	19,931	100.0

(備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成  
2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

いては、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており(地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。)、平成27年度は、平成の合併により、市町村の面積が拡大するなど、市町村の姿が大きく変化した中で、標準団体の面積に係る見直しの実施に伴う必要な人員・設備等の増加により、単位費用は1万1,300円(対前年度比0.9%増)となり、基準財政需要額は1兆6,469億円(同2.1%増)となっている(第2-1-7表)。

第2-1-7表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用 (円)	対前年度 伸び率 (%)	基準財政 需要額 (百万円)	対前年度 伸び率 (%)
23	11,200	△1.8	1,621,712	△1.5
24	11,300	0.9	1,632,812	0.7
25	10,800	△4.4	1,566,581	△4.1
26	11,200	3.7	1,612,867	3.0
27	11,300	0.9	1,646,873	2.1

(備考) 1 「地方交付税関係計数資料」(総務省)により作成  
2 平成18年度まで消防費等の各費目に計上されていた追加財政需要額については、平成19年度から包括算定経費において一括計上されている。

## ウ 国庫補助金

市町村の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金があり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金(以下「施設補助金」という。)と緊急消防援助隊設備整備費補助金(以下「緊援隊補助金」という。)等がある。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の3分の1の補助を行っている。なお、国の特別法等において、補助率の嵩上げが規定されているものがある。例えば、活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備計画に掲げる施設に対しては2分の1、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法等に基づく整備計画等に掲げる施設に対しては10分の5.5等の補助を行っている。

緊援隊補助金については、消防組織法第49条第2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の2分の1の補助を行っている。

施設補助金は、平成23年度から都道府県分、平成24年度から指定都市分が地域自主戦略交付金の

対象とされ、内閣府に一括して予算計上されていた。しかし、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）において、地域自主戦略交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行することとされたことから、平成24年度補正予算（第1号）から都道府県分及び指定都市分は施設補助金の対象となっている。ただし、都道府県分のうち沖縄県分については、平成24年度から沖縄振興公共投資交付金の対象とされているが、平成27年度においても引き続き内閣府に一括して予算計上されている。

施設補助金については、平成27年度当初予算において15.8億円、平成26年度補正予算（第1号）において3.0億円、緊援隊補助金については、平成27年度当初予算において49.0億円の予算措置を講じた。

施設補助金及び緊援隊補助金のほか、消防庁以外の予算により消防費に関する財源とされる国庫補助金等については、「オ その他」に記載している。

## エ 地方債

消防防災施設等の整備のためには多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である（第2-1-8表）。

このうち、防災対策事業は、地域における「災害等に強い安心安全なまちづくり」を目指し、住民の

安心・安全の確保と被害の軽減を図るため、防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業等を対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。なお、防災対策事業の平成27年度地方債計画額は871億円である。

防災基盤整備事業は、防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業、公共施設及び公用施設の津波浸水想定区域内からの移転事業、消防広域化関連事業等を対象としている。

公共施設等耐震化事業は、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要のある公共施設及び公用施設の耐震化を対象としている。

また、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、①大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備、②大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築、③津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設、④消防広域化事業、⑤地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化等を実施する場合には、緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。なお、緊急防災・減災事業の平成27年度地方債計画額は5,000億円である。

第2-1-8表 市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行（予定）額の推移

（単位：百万円、％）

区 分	平成23年度	平成24年度 (A)	平成25年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (C) (B) - (A)	増減率 (C)/(A)
緊急防災・減災事業（単独）	25,109	59,166	227,883	168,717	285.2
教育・福祉施設等整備事業	13,377	24,330	15,026	△ 9,304	△ 38.2
一般補助施設整備等事業	6,624	16,753	9,906	△ 6,847	△ 40.9
施設整備事業（一般財源化分）	6,754	7,577	5,120	△ 2,457	△ 32.4
一般単独事業	52,745	57,526	26,008	△ 31,518	△ 54.8
一般事業（消防・防災施設）	22,708	29,659	19,739	△ 9,920	△ 33.4
防災対策事業	30,037	27,867	6,269	△ 21,597	△ 77.5
防災基盤整備事業	23,642	25,368	5,454	△ 19,914	△ 78.5
公共施設等耐震化事業	6,395	2,499	815	△ 1,684	△ 67.4
辺地対策事業	1,665	1,560	1,949	389	24.9
過疎対策事業	11,339	16,642	15,352	△ 1,289	△ 7.7
合 計	104,235	159,224	286,219	126,995	79.8

（備考） 1 「総務省自治財政局調査」をもとに作成。特別区を含む。

2 緊急防災・減災事業（単独）、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業並びに辺地対策事業及び過疎対策事業のうち、消防防災施設等整備事業に係る額を記載している。

3 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業（一般事業（消防・防災施設）、辺地対策事業及び過疎対策事業等）がある。

## オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金等がある。

### （3）都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、平成25年度における歳出決算額は1,245億円であり、平成25年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.25%である（第2-1-9表）。その内容は、消防防災ヘリコプター、防災資機材及び防災施設の整備・管理運営費、消防学校費、危険物及び高圧ガス取締り、火災予防、国民保護対策等に要する事務費等である。

第2-1-9表 都道府県の普通会計歳出決算額と防災費歳出決算額等の推移

（単位：百万円、%）

年度	普通会計 決算額 (A)	防災費 決算額 (B)	(B)/(A) ×100	(B)のうち 市町村に対するもの	
				補助金	貸付金
23	50,747,316	133,871	0.26	7,499	534
24	49,263,667	104,539	0.21	9,241	253
25	49,834,598	124,495	0.25	16,331	196

（備考） 1 「都道府県決算状況調」（総務省）により作成  
2 普通会計決算額は、東京消防庁を除く。

### （4）消防庁予算額

#### ア 平成27年度当初予算

消防庁の平成27年度の当初予算額は、一般会計分と復興庁一括計上を合わせて174億51百万円となっており、平成26年度補正予算において計上した25億12百万円と合わせれば199億63百万円の予算を確保している。また、一般会計予算の規模は、142億20百万円であり、対前年度比で15億41百万円（+12.2%）の増額となっており、人件費を除く事業費ベースでは、127億61百万円であり、うち緊急消防援助隊設備整備費補助金等の消防補助負担金は、65億76百万円となっている。

主な事業として、緊急消防援助隊、常備消防力の充実強化74億41百万円、消防団を中核とした地域防災力の充実強化22億8百万円、ICT・G空間による地方公共団体の防災・危機管理体制の高度化10億78百万円、ドラゴンハイパー・コマンドユニットの充実等（エネルギー・産業基盤災害対策）9億54百万円、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた大都市等の安全・安心対策2億16百万円、火災予防対策（火災予防の実効性向上、違反是正推進による安全・安心の確保）1億33百万円となっている（第2-1-10表、第2-1-6図）。

なお、政府方針に関連した予算として、緊急消防援助隊の大幅増隊などの消防庁予算120億30百万円が、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）関連予算として位置付けられている。また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する予算のうち、若者・女性等への加入促進事業に関する消防庁予算2億70百万円が、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）関連予算として位置付けられている。

#### イ 復興庁一括計上予算

平成26年度に引き続き、東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧を実施するため、復興庁の東日本大震災復興特別会計において32億31百万円の予算措置を講じた。

- 消防防災施設災害復旧費補助金（24.3億円）
- 消防防災設備災害復旧費補助金（4.7億円）

東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧を緊急に実施するために必要となる経費を補助金として被災地方公共団体に交付するもの（国庫2/3）。

- 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金（3.0億円）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するため、当該区域の消防活動に伴い必要となる消防車両等の整備のほか、福島県内消防本部の消防車両等及び県外からのヘリコプターによる消防応援活動に要する経費、県内外の市町村の消防応援訓練の実施に要する経費を全額交付するもの。

- 緊急消防援助隊活動費負担金（東日本大震災派遣ヘリ除染）（0.3億円）

消防庁長官の指示により緊急消防援助隊として出



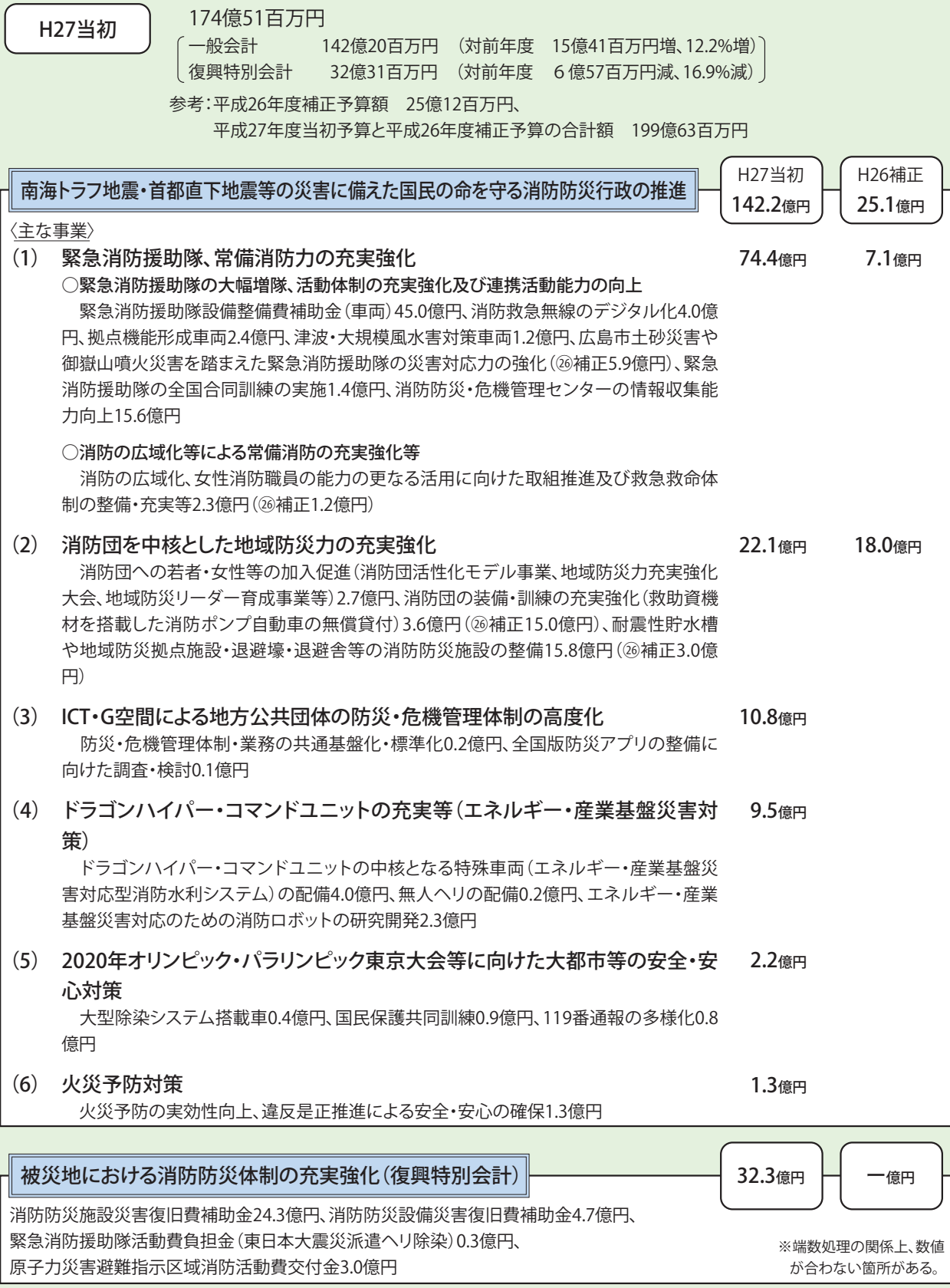
第2-1-10表 平成27年度 消防庁予算の内訳

(百万円、%)

事業内容	H27予算	H26当初	27—26	増減率 (%)
南海トラフ地震・首都直下地震等の災害に備えた国民の命を守る消防防災行政の推進（一般会計）①	14,220	12,679	1,541	12.2
緊急消防援助隊、常備消防力の充実強化	7,441	5,837	1,604	27.5
うち緊急消防援助隊の大幅増隊（緊急消防援助隊設備整備費補助金（消救デジタル除き））	4,499	4,497	1	0.0
うち緊急消防援助隊の活動体制の充実（拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両）	360	350	10	2.9
うち緊急消防援助隊の全国合同訓練の実施	136	—	136	皆増
消防団を中核とした地域防災力の充実強化	2,208	2,225	△17	△0.8
うち若者・女性等への加入促進（消防団活性化モデル事業、地域防災力充実強化大会 等）	270	237	33	5.5
うち消防団の装備・訓練の充実強化	360	369	△9	△2.6
うち消防防災施設整備費補助金	1,578	1,619	△41	△2.6
ICT・G空間による地方公共団体の防災・危機管理体制の高度化	1,078	1,110	△31	△2.8
うち防災・危機管理体制・業務の共通基盤化・標準化	63	43	20	46.1
うちG空間プラットフォームと連携した避難・救助救命活動の迅速・高度化	1,015	1,066	△51	△4.8
ドラゴンハイパー・コマンドユニットの充実等（エネルギー・産業基盤災害対策）	954	1,039	△85	△8.2
うちドラゴンハイパー・コマンドユニットの中核となる特殊車両等の配備	418	460	△41	△9.0
うち災害対応のための消防ロボットの研究開発	225	205	20	9.6
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた大都市等の安全・安心対策	216	85	131	155.1
火災予防対策（火災予防の実効性向上、違反是正推進による安全・安心の確保）	133	168	△35	△21.3
その他（人件費、表彰関係経費、消防大学校管理費等）	2,190	2,215	△25	△1.1
被災地における消防防災体制の充実強化（復興特別会計）②	3,231	3,888	△657	△16.9
消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金	2,896	3,648	△752	△20.6
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	300	30	270	908.1
緊急消防援助隊活動費負担金（東日本大震災派遣ヘリ除染）	35	210	△175	△83.5
総計（①+②）	17,451	16,567	884	5.3

動したヘリコプターに関し、平成27年度においてエンジン整備時の内部の除染に要する経費を負担するもの。

第2-1-6図 平成27年度 消防庁予算の概要



4. 常備消防体制整備の課題

(1) 消防力の整備  
 消防庁では、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)により、市町村が火災の予防、警

戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、目標とすべき消防力の整備水準を定めている。

「消防力の整備指針」は昭和36年（1961年）に「消防力の基準」として制定されて以来、市町村の消防力の充実強化に大きな役割を果たしてきた。制定以来、数次にわたり一部改正が行われたが、都市構造や消防需要の変化に対して、消防活動の実態を反映したより合理的な基準となるよう、平成12年（2000年）に全部改正が行われ、それまでの「必要最小限の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」へと性格が改められ、市町村が目標とすべき消防力を算定するにあたって、自主的に判断することができる要素が拡充された。

また、平成17年には、社会環境の変化に対応し、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たすことができるよう、消防職員の職務能力に関する基準、兼務の基準、防災・危機管理に関する基準等を追加するとともに、具体的な内容を示し、市町村が消防力の整備を進める上での整備目標としての性格を明確にするため、告示の題名を「消防力の整備指針」に変更した。

さらに、平成26年には、東日本大震災を教訓として、非常用車両の配置基準の見直し及び大規模災害時に消防庁舎が被災した場合の代替施設の確保計画を策定することが追加され、消防を取り巻く環境の変化への対応として、救急自動車、予防要員の配置基準の見直しによる増強、救急隊員の代替要員を確保すること等を追加した。

本指針において各市町村は、その保有する消防力を総点検したうえで、この「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

## （2）人口減少社会における持続可能な消防体制の検討

消防庁としては、日本の総人口の人口減少傾向に対して、消防体制の整備・確立を図る手段として、消防の広域化を推進しているところである。

しかしながら、さらなる人口減少、高齢化の進展や人口の低密度化により、地域によっては、地域社会の様々な基盤の維持が困難となりつつある。

このような人口減少社会においても、複雑・多様化、大規模化する災害に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務を十分に果たすべく、今後も消防力の維持、確保が不可欠である。

消防庁としては、平成27年8月より「人口減少

社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会」において、持続可能な消防体制を確保するために取り組むべき課題を抽出し、あらゆる地域で消防力の水準を確保し続けるために必要な消防体制確保の手段、推進方策等を検討している。

## （3）消防隊員用個人防火装備

消防庁では、消火活動時における消防隊員の安全性の向上のため、平成22年度に「消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会」を開催し、消防隊員用個人防火装備（以下「個人防火装備」という。）に求められる性能等について検討を行い、平成23年5月に「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。

ガイドラインは、火災発生建物へ屋内進入する可能性のある消防吏員の防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽を対象に、耐炎性、耐熱性等の熱防護性や、快適性、運動性等の機能について、消火活動を実施するうえで安全上必要と思われる一定の性能及びその試験方法を定めたほか、安全な着装方法などの基本事項及びメンテナンスなど取扱い上の注意事項を明記している。

各消防本部においては、地域特性や消防戦術等を考慮し、ガイドラインを参考としながら、個人防火装備の仕様について検討を行い、消防隊員は、個人防火装備の持つ性能等を教育訓練で理解した上で、十分な安全管理体制のもと、消火活動を実施することが必要とされている。

なお、防火服等の消防隊員用個人防護装備に関する国際規格については、ISO（国際標準化機構）の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会及びその下部組織である分科委員会（ISO/TC94/SC14）において、建物火災用個人防護装備（防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽）の新たな国際規格の作成に向けた審議がされており、これに対して、日本国内では消防庁も委員として参加しているSC14国内対策委員会において審議が行われている。

## 5. 規制改革等への対応

### （1）規制改革への取組

平成5年（1993年）9月16日緊急経済対策閣僚会議決定の「規制緩和等の実施について」以降、消

消防防災行政に係る各種の規制緩和・改革事項については、安全性の確保を図りつつ、新技術への対応、手続の簡素化などの観点から積極的に措置を講じてきた。

平成25年1月23日に内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務として「規制改革会議」が設置され、主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、4つのワーキンググループ（健康・医療WG、エネルギー・環境WG、雇用WG、創業等WG）が設置された。消防防災行政に係る項目について議題となり、「規制改革に関する答申」を受け、今後、検討し結論を得ること等が「規制改革実施計画」に定められた。

また、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等から規制改革に関する提案をインターネット等を通じて常時受付する「規制改革ホットライン」が平成25年3月22日から設置されている。

消防行政に係る安全規制は、国民の生命、身体及び財産の保護のために設けられたものである。消防庁としても、今後とも安全性の確保に十分配慮しながら、社会的要請に対応した規制・制度の改善等を推進していくこととしている（**附属資料51、52、53、54、55、56**）。

## （2）構造改革特区に係る取組

平成14年6月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において、構造改革特区制度の導入が盛り込まれ、その推進が図られることとなった。これまで消防庁では、特区制度の趣旨に鑑み、火災予防又は防災の

観点から安全性の確保に十分配慮した対応を行っている（**附属資料57、58、59**）。

平成24年11月に改訂された「構造改革特別区域基本方針」に、実現しなかった提案の定期的なフォローアップが盛り込まれたことを受け、過去の実現しなかった提案等の中から消防防災行政に係る項目について再検討を行った。

また、平成26年10月から平成26年11月にかけて第26次提案募集が実施され、消防防災行政に係る1項目の提案があり、検討結果を回答した。

消防庁としては、引き続き、火災予防又は防災の観点から安全性の確保に十分配慮し対応することとしている。

## （3）総合特区制度に係る取組

平成23年6月22日に「総合特別区域法」（平成23年法律第81号）が成立し、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援する「総合特区制度」が創設された。

これまでに指定された総合特区の中で、消防防災行政に係る規制改革提案等があったものについては、具体的な検討を行い、検討結果を「担当省庁の見解」として指定地方公共団体に対し回答した。なお、指定地方公共団体が規制改革提案のうち「優先提案事項」として選定した提案については、総合特区ごとに設置された「国と地方の協議会」において協議を行い、具体的な議論を行った（**附属資料60、61**）。